

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 受付終了のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請
期限は、令和5年5月31日をもって終了いたしました。

以下の場合であっても、令和5年7月31日を過ぎた場
合は一切の申請ができませんのでご注意ください。

- 天災等期限内に申請しなかったことにやむを得ない理由がある場合
⇒ やむを得ない理由がやんだ日から1か月以内に申請できます。
ただし、**令和5年7月31日を過ぎた場合は申請ができません**。
※ やむを得ない理由を記載した書面を添えて申請を行ってください。
- 既に申請した期間の支給・不支給決定に時間がかかった場合
⇒ 支給・不支給決定日から1か月以内に申請できます。
ただし、**令和5年7月31日を過ぎた場合は申請ができません**。
※ 支給・不支給決定を待たず、未申請の期間についてまとめて申請を行ってください。

該当する方は、お早めに申請をお願いします！

【その他の注意点】

- ※ 郵送申請の場合は**申請期限必着**、オンライン申請の場合は**申請期限内に申請内容を送信**する必要があります。
- ※ 申請内容に不備や不明点がある場合は、労働局から一定の期間内に補正を求める場合があります。**期限内に補正がされない場合は、支給要領に基づき不支給**となります。

(English)



(español)



(Português)



(中文)



お問い合わせ

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード)

- お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

※ コールセンターの受付は令和5年8月31日で終了いたします

